

<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和 年 月 日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 区 ①申込者 住所 〒..... (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに合意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。		本件、供覧します。		文書分類記号 W0303・W0305		
		課長	課長補佐	係長	審査	起案者
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 給水装置 排水設備 事業所名 代表者名 TEL 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名		工事種類 1 新設 2 改造 3 増設 4 撤去 5 その他	給水方式 1 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧	メーター (給水管) φ mm 個(か所) φ mm 個(か所)	建築物の種類 1 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅()	
市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。		工事用のメーター口径 φ mm 栓	工事用の給水装置 お客様番号(既設装置) 口径 φ 工事用水使用期間 使用開始日から か月		建築確認 第 号	
③ 加入金支払者 ※CP 住所 〒..... (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		事前協議番号 第 号		納付書送付先 ① ③ ④ 留置		
④ その他の市納付金支払者 ※CP 住所 〒..... (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 枝 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他()				
⑤ 水道料金支払者 ※CP 住所 〒..... (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他()	所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家	排除方式 1 合流 2 分流(雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他()	戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ²	
		排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他()	備考		工事(しゅん工)検査予定日 令和 . .	

様式第1号

<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和〇〇年 〇月〇〇日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2		本件、供覧します。 文書分類記号 W0303・W0305
①申込者 住所 〒 591-8031 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2 (フリガナ) サカイ タロウ 氏名(社名) 堺 太郎 (フリガナ) (代表者名) TEL 072-000-1132 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに合意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。		課長 課長補佐 係長 審査 起案者 収受日 供覧日 給水 受付番号 承認番号 排水 受付番号 排水設備番号 廃止番号
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 給水装置 排水設備 事業所名 〇〇水道設備 代表者名 水道 三郎 TEL 072-000-0000 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名 給水 五郎		給水装置計画 装置栓種 1 専用栓 2 工事用付専用栓 3 臨時栓 4 貯水槽の下流側の給水設備 5 給水管 6 消火栓 工事種類 1 新設 2 改造 3 増設 4 撤去 5 その他 給水方式 1 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧 メーター(給水管) φ 20 mm 1 個(か所) φ mm 個(か所) 建物の種類 1 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅() 建物の規模 1 棟 1 戸 2 階
市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。		工事用のメーター口径 φ 13 mm 1 栓 工事用の給水装置 お客様番号(既設置) 0123-45-67-00 口径 φ 13 工事用水使用期間 使用開始日から 〇 か月 建築確認 〇〇・〇・〇〇 第 〇〇〇 号 事前協議番号 第 号 納付書送付先 ① ③ ④ 留置
③加入金支払者 ※CP 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 枝 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他() 建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他() 所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家 排除方式 1 合流 2 分流(雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他() 戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ² 排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他() 備考 工事(しゅん工)検査予定日 令和 〇〇・〇・〇〇
④その他の市納付金支払者 ※CP 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		
⑤水道料金支払者 ※CP 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		

給水装置工事等事前協議申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

住 所 〒

工事申込者
(社 名)

代表者名

TEL

下記工事場所における給水装置工事等の計画に関し、別紙関係図書を添付のうえ事前協議の申込みを行います。

工 事 名 称	
工 事 場 所	堺市 区

委 任 状

(委任者)
工事申込者

(受任者)

TEL

委 任 事 項

- 1 給水装置工事等事前協議の申込に関すること。
- 2 給水装置工事の計画に関すること。
- 3 協議決定事項の連絡調整に関すること。
- 4 給水装置工事等事前協議承認書の受領に関すること。

(記入例)

(書式1)

給水装置工事等事前協議申込書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

工事申込者
(社 名)

代表者名 堺 太 郎

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

下記工事場所における給水装置工事等の計画に関し、別紙関係図書を添付のうえ事前協議の申込みを行います。

工 事 名 称	共同住宅新築工事
工 事 場 所	堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

委 任 状

(委任者)
工事申込者 堺 太 郎

(受任者) 〇〇工務店 大阪 一郎

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

委 任 事 項

- 1 給水装置工事等事前協議の申込に関する事。
- 2 給水装置工事の計画に関する事。
- 3 協議決定事項の連絡調整に関する事。
- 4 給水装置工事等事前協議承認書の受領に関する事。

給水装置工事 { 設 計 変 更
取 下 げ } 申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 { 住 所
(所在地)
氏 名
(社 名)
(代表者名)

先に施行承認(第 号)を受けた給水装置工事については、下記の理由により { 設 計 変 更
取 下 げ } したいので申込みを行います。

工事場所	堺市 区	指定工事業者	
変更 取 下 げ 又 は 理 由			

※上下水道局記載欄

	変 更 事 項	変 更 内 容
変 更 概 要	1 市納金の変更を伴う変更	
	2 設計上の基本的要件となる事項の変更	
	3 他の官庁、その他の許可を必要とする変更	
	4 その他の変更	

記入例

(書式 3)

給水装置工事 { 設計変更
取 下 げ } 申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 { 住所
(所在地) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏 名
(社 名) 堺 太 郎
(代表者名)

先に施行承認 (第 〇〇-〇〇〇〇 号) を受けた給水装置工事については、下記の理由

により { 設計変更
取 下 げ } したいので申込みを行います。

工事場所	堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号	指定工事業者	〇〇設備
変更 取 下 げ 又 は 理 由	給水戸数が8戸から12戸に変更		

※上下水道局記載欄

	変 更 事 項	変 更 内 容
変 更 概 要	1 市納金の変更を伴う変更	
	2 設計上の基本的要件となる事項の変更	
	3 他の官庁、その他の許可を必要とする変更	
	4 その他の変更	

※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと

平 面 図(給水装置)

※方位、縮尺記入のこと。

給水管・給水用具は省令で定める性能基準適合品を使用します。

※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと

平面図(給水装置)

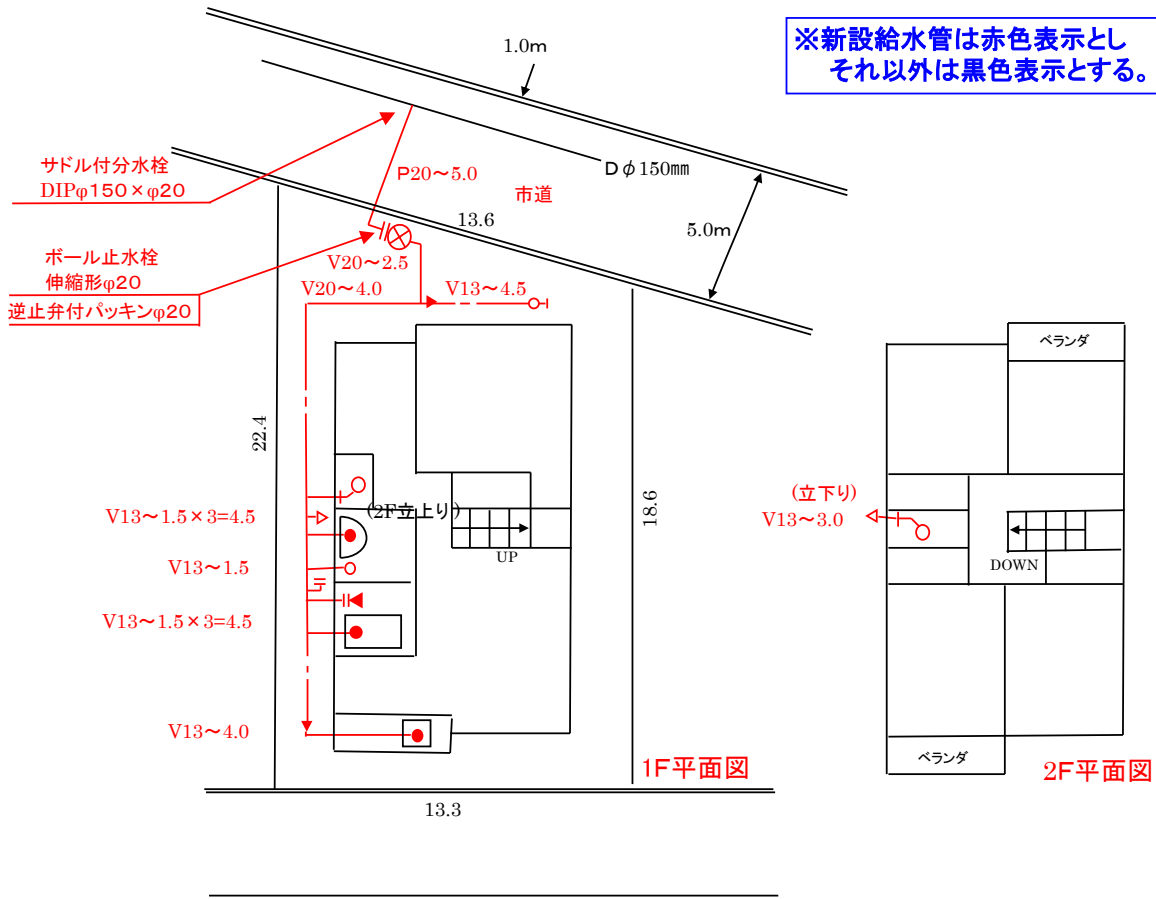
※方位、縮尺記入のこと。

S=1/250

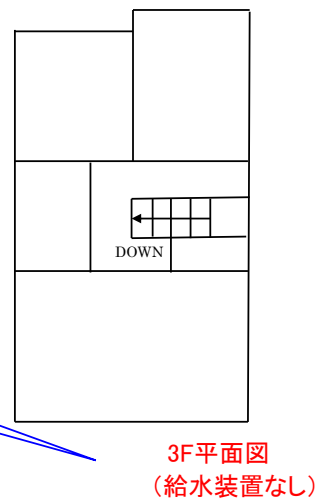
記入例
前面道路のDIP φ 150mmからφ 20mmの給水管を分岐し、
新築家屋にφ 20mmメーターを設置する場合。



※新設給水管は赤色表示とし
それ以外は黒色表示とする。



3階以上に給水装置がある場合は事前協議が必要
給水装置がない場合は「給水装置なし」と記入



給水管・給水用具は省令で定める性能基準適合品を使用します。

承認番号	—
------	---

工事中給水申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事中水に係る水道料金等支払者

住 所 〒 —

(フリガナ)

氏名 (社名・代表者名)

(電話番号 (担当))

今般、堺市 _____ 区
(工事申込者 _____) において工事中水を必要としますので、
指定給水装置工事事業者 (_____) を通じ、令和 年 月 日
からの工事中の給水を申し込みます。また、申込みに当たり下記の事項について誓約しま
す。

記

- 1 関係法令及び誓約事項に違反したとき並びに堺市水道事業給水条例、同条例施行規程等の堺市の関係例規に違反したとき等は、給水停止等の処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 2 当該給水装置は、工事中又は臨時用以外の目的には使用しません。
- 3 当該給水装置の使用完了後は、速やかに常用給水装置への切替え又は撤去を行います。
- 4 工事中の着手から検査合格までの間の給水に係る水道料金は、納付期限までに責任を持って納付します。
- 5 水道料金の未納を理由として、給水停止等の処分を受けたとしても、一切異議を申し立てません。
- 6 水道料金に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。
- 7 汚水を公共下水道に排除する場合は、公共下水道の使用開始等の届出を行い、下水道使用料を納付期限までに責任を持って納付します。また、下水道使用料に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。

※工事用水を使用する
場合に提出すること。
(工事用付専用栓
または臨時栓)

記入例

(書式 5)

承認番号

—

工事用給水申込書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事用水に係る水道料金等支払者

住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

(フリガナ) サカイ タロウ

氏名 (社名・代表者名) 堺 太郎

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 (担当))

今般、堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

(工事申込者 堺 太郎) において工事用水を必要としますので、
指定給水装置工事事業者 (〇〇水道設備) を通じ、令和〇〇年 〇月〇〇日
からの工事用の給水を申し込みます。また、申込みに当たり下記の事項について誓約しま
す。

記

- 1 関係法令及び誓約事項に違反したとき並びに堺市水道事業給水条例、同条例施行規程等の堺市の関係例規に違反したとき等は、給水停止等の処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 2 当該給水装置は、工事用又は臨時用以外の目的には使用しません。
- 3 当該給水装置の使用完了後は、速やかに常用給水装置への切替え又は撤去を行います。
- 4 工事の着手から検査合格までの間の給水に係る水道料金は、納付期限までに責任を持って納付します。
- 5 水道料金の未納を理由として、給水停止等の処分を受けたとしても、一切異議を申し立てません。
- 6 水道料金に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。
- 7 汚水を公共下水道に排除する場合は、公共下水道の使用開始等の届出を行い、下水道使用料を納付期限までに責任を持って納付します。また、下水道使用料に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。

承認番号 —

口座振替依頼書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住 所

フリガナ

氏 名

(社名)

フリガナ

(代表者名)

(支 払 者) 住 所

フリガナ

氏 名

(社名)

フリガナ

(代表者名)

TEL

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

	銀行コード				支店コード			
振 込 先	銀行							支店
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号				
フリガナ								
口座名義								

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

※還付金が発生する場合に提出すること。

- ・臨時金の加入金（必須）
- ・設計変更（必要に応じて）
- ・申請の取下げ（必要に応じて）

記入例

（書式 6）

承認番号

—

口座振替依頼書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

（工事申込者） 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ

氏 名

（社名） 堺 太 郎

フリガナ

（代表者名）

（支 払 者） 住 所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ

氏 名

（社名） 堺 太 郎

フリガナ

（代表者名）

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

	銀行コード	〇	〇	〇	〇	支店コード	〇	〇	〇
振 込 先	〇〇 銀行 〇〇 支店								
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号		〇〇〇〇			
フリガナ	サカイ タロウ								
口座名義	堺 太 郎								

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

- 給水装置の自己所有申立書
- 加入金減免申請書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

本件工事を施行する下記の給水装置については私の所有です。

堺市水道事業給水条例施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき、下記の既設給水装置にかかる加入金の減免を申請します。

工事申込者 { 氏 名
 (社 名)
 (代表者名)

お客様番号	水栓・枝管番号	口径
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

給水装置の自己所有申立書
 加入金減免申請書

※給水装置の自己所有申立書
 既設引込管がある場合に提出すること。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

※加入金減免申請書
 加入金の減免申請を行う場合に提出すること。

堺市上下水道事業管理者 殿

本件工事を施行する下記の給水装置については私の所有です。

堺市水道事業給水条例施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき、下記の既設給水装置にかかる加入金の減免を申請します。

工事申込者 { 氏 名
 (社 名)
 (代表者名) **堺 太郎**

お客様番号	水栓・枝管番号	口径
0123-45-67-00	89012	φ13
.....
.....
.....
.....
.....
.....

直結増圧装置等の維持管理にかかる誓約書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 氏

住 所

氏 名

(社名・代表者名)

TEL

直結増圧方式の給水装置(以下「増圧装置等」という。)の維持管理を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

なお当該装置を第三者に譲渡する際には、誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

以下の各事項を使用者に周知徹底させ、増圧装置等に起因する給水異常及び紛争等については当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

- 1 増圧装置等を設置した場合は、貯水槽のような貯溜機能がないため、上下水道局の配水管工事による断水及びメーターの取替え作業等の場合には、水の使用ができなくなる。
- 2 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者の連絡先を記入した表示板を設置すること。
- 3 増圧装置等の逆流防止の機能を適切に保つため、1年ごとに定期点検を行うとともに、必要があれば修繕を行うこと。
- 4 増圧装置等に起因して、逆流又は漏水が発生し、上下水道局又はその他の使用者等に損害を与えた場合は、当方で責任をもって補償すること。
- 5 増圧装置の所有者、管理責任者又は維持管理業者に異動又は変更が生じたときは、直ちに上下水道局に届け出ること。
- 6 配水管水圧の変動により、ポンプが稼動しない場合においても、上下水道局に対して苦情あるいは、異議申し立てを行わないこと。

直結増圧装置等の維持管理にかかる誓約書

令和 ○○年○○月○○日

堺市上下水道事業管理者 殿

※直結増圧装置を設置する
場合に提出すること。

工事申込者 〒○○○-○○○

住 所 堺市○○区○○町○○番○○号

氏 名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

TEL○○○-○○○

直結増圧方式の給水装置(以下「増圧装置等」という。)の維持管理を行うにあたり、下記のとおり誓約します。

なお当該装置を第三者に譲渡する際には、誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

以下の各事項を使用者に周知徹底させ、増圧装置等に起因する給水異常及び紛争等については当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

- 1 増圧装置等を設置した場合は、貯水槽のような貯溜機能がないため、上下水道局の配水管工事による断水及びメーターの取替え作業等の場合には、水の使用ができなくなること。
- 2 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者の連絡先を記入した表示板を設置すること。
- 3 増圧装置等の逆流防止の機能を適切に保つため、1年ごとに定期点検を行うとともに、必要があれば修繕を行うこと。
- 4 増圧装置等に起因して、逆流又は漏水が発生し、上下水道局又はその他の使用者等に損害を与えた場合は、当方で責任をもって補償すること。
- 5 増圧装置の所有者、管理責任者又は維持管理業者に異動又は変更が生じたときは、直ちに上下水道局に届け出ること。
- 6 配水管水圧の変動により、ポンプが稼動しない場合においても、上下水道局に対して苦情あるいは、異議申し立てを行わないこと。

管理責任者等選任(変更)届

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒

住 所

氏 名

(社名・代表者名)

TEL

次のとおり管理責任者等を選任(変更)しましたので届出をします。

設 置 場 所	堺市 区
お 客 様 番 号	
管 理 責 任 者 (注)	〒 TEL 住 所 氏 名
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	〒 TEL 住 所 氏 名
維 持 管 理 業 者	〒 TEL 住 所 氏 名

(注) 管理責任者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体(組合)等を含む。

管理責任者等選任（変更）届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※直結増圧装置を設置する
場合に提出すること。

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

TEL〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり管理責任者等を選任（変更）しましたので届出をします。

設 置 場 所	堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号
お 客 様 番 号	
管 理 責 任 者 (注)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 氏 名 〇〇建物管理 〇〇 次郎
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 氏 名 〇〇設備 水道 三郎
維 持 管 理 業 者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 氏 名 〇〇設備 水道 三郎

(注) 管理責任者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体（組合）等を含む。

増圧給水設備等設置猶予誓約書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 氏

住 所

氏 名

(社名・代表者名)

TEL

工事場所 堺市 区

今般、上記場所において直結増圧方式により増圧給水設備を設置するところではありますが、現有水圧をもって直圧給水が可能なため、暫定的に増圧給水設備の設置を猶予し直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約します。

記

- 1 増圧給水設備を猶予した当該給水装置の一部において、増圧給水設備を設置しないことに起因して給水に支障が生じても、上下水道局に対して異議・要求は一切いたしません。
- 2 当該給水装置が増圧給水設備を設置しないことに起因して、給水に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合、又は配水管の水圧その他の事情により、給水上に支障が生じた場合は、あらかじめ確保しているスペースを利用して、ただちに増圧給水設備を設置します。また、制限給水時、事故時、水道施設の工事等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した場合は、共用の給水栓を使用します。
- 3 増圧給水設備を設置するにあたっては、事前に上下水道局へ給水装置工事の事前協議及び改造申込みを行います。
- 4 増圧給水設備が設置されていないことに起因する給水の支障及びこれに伴う損害並びに増圧給水設備の設置が必要となった場合については、上下水道局に対して責任を問いません。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備を設置しないことに起因する紛争等について、当事者間で解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。
- 6 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、増圧給水設備の設置が猶予されていること及びこれら誓約事項について十分説明し、継承します。

増圧給水設備等設置猶予誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

※事前協議で提出書類となった
場合に提出すること。

氏 名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

TEL〇〇〇-〇〇〇〇

工事場所

堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

今般、上記場所において直結増圧方式により増圧給水設備を設置するところではありますが、現有水圧をもって直圧給水が可能のため、暫定的に増圧給水設備の設置を猶予し直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約します。

記

- 1 増圧給水設備を猶予した当該給水装置の一部において、増圧給水設備を設置しないことに起因して給水に支障が生じても、上下水道局に対して異議・要求は一切いたしません。
- 2 当該給水装置が増圧給水設備を設置しないことに起因して、給水に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合、又は配水管の水圧その他の事情により、給水上に支障が生じた場合は、あらかじめ確保しているスペースを利用して、ただちに増圧給水設備を設置します。また、制限給水時、事故時、水道施設の工事等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した場合は、共用の給水栓を使用します。
- 3 増圧給水設備を設置するにあたっては、事前に上下水道局へ給水装置工事の事前協議及び改造申込みを行います。
- 4 増圧給水設備が設置されていないことに起因する給水の支障及びこれに伴う損害並びに増圧給水設備の設置が必要となった場合については、上下水道局に対して責任を問いません。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備を設置しないことに起因する紛争等について、当事者間で解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。
- 6 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、増圧給水設備の設置が猶予されていること及びこれら誓約事項について十分説明し、継承します。

メーターの建物内設置申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 ㊦

住 所

氏 名

(社名・代表者名)

TEL

下記の建物について { 3・4階直結直圧方式 } による給水装置工事を施工するにあたり、「メーターの設置基準」に準じ、メーターを建物内に設置することを申込みます。

また、下記の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反したとき又は上下水道局の定める条例及び規程等に違反したときは、給水停止等の処分を受けても一切異議を申し立てません。

記

- 1 メーターは、凍結防止、取替作業スペースの確保等を考慮して設置します。
- 2 設置後は、メーターの検針及び取替作業に支障とならないようスペースの確保をします。
- 3 メーターの検針、取替作業及び開閉栓業務等のため上下水道局職員又は委託業者が建物内に立ち入ることについて承諾します。
- 4 建物内に立ち入る際、オートロック等の解除又は鍵が必要な場合は、暗証番号の開示又は鍵の提供をおこないます。

建 物 の 名 称	
建 物 の 所 在 地	堺市 区
建 物 の 形 態	ア. 賃貸 イ. 分譲
	棟数 棟、地上 階、地下 階
水 道 メ ー タ ー 取 り 付 け 数	住宅部分 個 店舗部分 個 共用部分 個

メーターの建物内設置申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※3・4階直結直圧方式又は直結増圧方式においてメーターを建物内に設置する場合に提出すること。

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

TEL〇〇〇-〇〇〇〇

下記の建物について { 3・4階直結直圧方式 } による給水装置工事を施行するにあたり、「メーターの設置基準」に準じ、メーターを建物内に設置することを申込みます。

また、下記の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反したとき又は上下水道局の定める条例及び規程等に違反したときは、給水停止等の処分を受けても一切異議を申し立てません。

記

- 1 メーターは、凍結防止、取替作業スペースの確保等を考慮して設置します。
- 2 設置後は、メーターの検針及び取替作業に支障とならないようスペースの確保をします。
- 3 メーターの検針、取替作業及び開閉栓業務等のため上下水道局職員又は委託業者が建物内に立ち入ることについて承諾します。
- 4 建物内に立ち入る際、オートロック等の解除又は鍵が必要な場合は、暗証番号の開示又は鍵の提供をおこないます。

建 物 の 名 称	ハイツ「〇〇〇」
建 物 の 所 在 地	堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
建 物 の 形 態	ア. 賃貸 イ. 分譲
	棟数 1 棟、地上 3 階、地下 階
水 道 メ ー タ ー 取 り 付 け 数	住宅部分 16 個 店舗部分 個 共用部分 個

譲 渡 申 出 書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申出者 住所

氏名

(社名・代表者名)

TEL

堺市水道事業給水条例施行規程第 2 条第 2 項に基づく上下水道局との事前協議で承認を得た私が施工する給水装置工事のうち、下記のとおり水道施設相当部分を譲渡することを申し出ます。

なお、譲渡後は、次の各事項について誓約します。

- 1 当該水道施設相当部分を無償で譲渡します。
- 2 譲渡部分の所有権に関しては、今後一切異議申立てを行いません。
- 3 上下水道局が施工する水道工事における私有地掘削及び土地占用について承諾します。また、私有地に係る占用料は請求しません。
- 4 当該水道施設相当部分が設置されている私有地を第三者に譲渡する際には、当該水道施設相当部分を上下水道局に譲渡していること及びこの誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。
- 5 しゅん工後 2 年間は、当該水道施設相当部分に瑕疵があった場合の修補を行います。

記

1. 設 置 場 所 堺 市 区
(別紙位置図のとおり)

2. 譲 渡 内 容 別紙しゅん工図朱書きの部分のとおり
(引込給水管部分除く)

(協議番号 —)

(承認番号 —)

譲 渡 申 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※上下水道局への譲渡管がある場合に提出すること。

申出者 住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

堺市水道事業給水条例施行規程第2条第2項に基づく上下水道局との事前協議で承認を得た私が施工する給水装置工事のうち、下記のとおり水道施設相当部分を譲渡することを申し出ます。

なお、譲渡後は、次の各事項について誓約します。

- 1 当該水道施設相当部分を無償で譲渡します。
- 2 譲渡部分の所有権に関しては、今後一切異議申立てを行いません。
- 3 上下水道局が施工する水道工事における私有地掘削及び土地占用について承諾します。また、私有地に係る占用料は請求しません。
- 4 当該水道施設相当部分が設置されている私有地を第三者に譲渡する際には、当該水道施設相当部分を上下水道局に譲渡していること及びこの誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。
- 5 しゅん工後2年間は、当該水道施設相当部分に瑕疵があった場合の修補を行います。

記

1. 設 置 場 所 堺 市 〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
(別紙位置図のとおり)

2. 譲 渡 内 容 別紙しゅん工図朱書きの部分のとおり
(引込給水管部分除く)

(協議番号 〇〇-〇〇〇)

(承認番号 -)

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

{

 新 設

 既 設

 横引き
 }
 給水管の維持管理スペースに関する誓約書

今回、下記の場所において給水装置工事施工に際し
 {

 私所有・.....氏所有

 共用管・.....氏所有

 メーター位置変更のため
 }

の {

 新 設

 既 設

 横引き
 }
 給水管 (管 φ mm)
 {

 について

 の明示をするとともに
 }

給水管の破裂等で工事が必要な場合に、上下水道局が速やかに掘削工事をするに対して異議を申しません。また、維持管理上、支障のないスペースを確保し、構造物を設けないことを誓約します。

なお、万一トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。なお、当該地を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

工事場所 堺市 区 _____

誓約者
住所 _____

氏名
(社名・代表者名) _____

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※敷地内のメーターまでの延長が1 mより長くなる場合に提出すること。
注) 3階建以上で複数個メーターを設置する場合は止水栓までの延長。

新 設
 {
 既 設
 横引き
 }

給水管の維持管理スペースに関する誓約書

今回、下記の場所において給水装置工事施工に際し

私所有・	氏所有
共用管・	氏所有
メーター位置変更のため		

の 新 設
 {
 既 設
 横引き
 }

給水管 (〇〇管 φ 〇〇mm)

について
 {
 の明示をするとともに
 }

給水管の破裂等で工事が必要な場合に、上下水道局が速やかに掘削工事をするに対して異議を申しません。また、維持管理上、支障のないスペースを確保し、構造物を設けないことを誓約します。

なお、万一トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。なお、当該地を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

工事場所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

誓約者
住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名
(社名・代表者名) 堺 太 郎

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者

住所 _____

氏名

(社名・代表者名)

水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書

この度、堺市 区において、水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、万一これによりトラブルが発生した場合は当事者間にて解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。また、当該設備を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対して必ず継承します。

記

- 1 水道の断水や配水管の水圧低下により、水道直結式スプリンクラー設備の正常な効果が得られない場合においても、上下水道局に責を問いません。
- 2 災害その他の理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、上下水道局に責を問いません。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記1及び2の条件がついている旨を借家人等に熟知させます。

※水道直結式スプリンクラー設備を
設置する場合に提出すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者

住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名

(社名・代表者名) 堺 太郎

水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書

この度、堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号において、水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、万一これによりトラブルが発生した場合は当事者間にて解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。また、当該設備を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対して必ず継承します。

記

- 1 水道の断水や配水管の水圧低下により、水道直結式スプリンクラー設備の正常な効果が得られない場合においても、上下水道局に責を問いません。
- 2 災害その他の理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、上下水道局に責を問いません。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記1及び2の条件がついている旨を借家人等に熟知させます。

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

接合替同意者
住所

氏名

既設給水管の接合替に関する同意書

今回、下記工事場所における給水管布設工事施工に際し、私所有の既設給水管（口径 mm）の接合替に関して、一切の異議申立を行わず当該給水管の接合替に同意します。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際には、この同意事項を譲受人に対して必ず継承します。

記

工事場所 堺市

お客様番号 — — φ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※既設引込管を減径して
使用する場合に提出す
ること。

接合替同意者

住所

堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名

堺 太郎

既設給水管の接合替に関する同意書

今回、下記工事場所における給水管布設工事施工に際し、私所有の既設給水管（口径〇〇mm）の接合替に関して、一切の異議申立を行わず当該給水管の接合替に同意します。

※既設管の口径

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際には、この同意事項を譲受人に対して必ず継承します。

記

工事場所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

お客様番号 〇〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇 φ〇〇

※新設管の口径

複式メータユニットの使用にかかる誓約書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 氏

住 所

氏 名

TEL

複式メータユニットを上下水道局の維持管理範囲で使用するについて、下記のとおり誓約します。

なお、当該装置を第三者に譲渡する際には、誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

複式メータユニットにおいて漏水事故等が発生し、上下水道局が緊急修繕を行う場合は、以下の事項について異議申し立てを行いません。また、複式メータユニットの修繕に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

- 1 複式メータユニット専用材料を使用せず、上下水道事業管理者の承認を受けた別の水道材料を使用して漏水箇所の修繕を行うこと。
- 2 修繕時に複式メータユニットのメータボックスを加工すること。
- 3 修繕に伴う断水時間が複式メータユニットを使用していない場合と比べて長くなること。
- 4 修繕の対象となる複式メータユニットを使用している利用者全てに断水が発生すること。
- 5 複式メータユニットを専用材料で修繕する場合は、工事申込者（当該装置を第三者に譲渡した場合は譲受人）において行うこと。
- 6 複式メータユニットと複式メータユニット一次側の止水栓との間に離隔（※1）を確保すること。ただし、集合住宅等において、第一止水栓以降で分岐し、複式メータユニットを設置する場合は複式メータユニット一次側に設置する止水栓を省略することができる。その際、分岐部より同様の離隔を確保すること。※1：直線 0.60m 以上

複式メータユニットの使用にかかる誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 堺 太 郎

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

※2 階建てまでの共同住宅等で
2P 用の複式メータユニットを
使用する場合に提出すること。

複式メータユニットを上下水道局の維持管理範囲で使用するについて、下記のとおり誓約
します。

なお、当該装置を第三者に譲渡する際には、誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

複式メータユニットにおいて漏水事故等が発生し、上下水道局が緊急修繕を行う場合は、下記
の事項について異議申し立てを行いません。また、複式メータユニットの修繕に起因する紛争等
については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

- 1 複式メータユニット専用材料を使用せず、上下水道事業管理者の承認を受けた別の水道材
料を使用して漏水箇所の修繕を行うこと。
- 2 修繕時に複式メータユニットのメータボックスを加工すること。
- 3 修繕に伴う断水時間が複式メータユニットを使用していない場合と比べて長くなること。
- 4 修繕の対象となる複式メータユニットを使用している利用者全てに断水が発生すること。
- 5 複式メータユニットを専用材料で修繕する場合は、工事申込者（当該装置を第三者に譲渡
した場合は譲受人）において行うこと。
- 6 複式メータユニットと複式メータユニット一次側の止水栓との間に離隔（※1）を確保する
こと。ただし、集合住宅等において、第一止水栓以降で分岐し、複式メータユニットを設置
する場合は複式メータユニット一次側に設置する止水栓を省略することができる。その際、
分岐部より同様の離隔を確保すること。※1：直線 0.60m 以上

{ 浄水器
活水器
軟水器 } 設置申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

住 所 〒

工事申込者

TEL

局メーターの2次側（引込管の主管部）に下記の浄水器、活水器又は軟水器（以下「機器」という。）を設置することを申込みます。

記

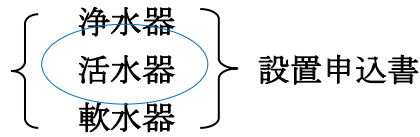
設置する機器の認証

- 1 認証登録番号（ ）
- 2 自己認証 水道法に適合している証明書を添付

上記の機器を設置するにあたり、次の各事項について誓約します。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対して必ず継承します。

- 1 上下水道局における水質の責任区分は機器の上流側とし、水質の変化が予想される機器の下流側の水質の責任区分は工事申込者とします。
また、責任区分を明確にするために、機器の上流側に水栓（蛇口）等がない場合は、水栓等を1栓設置します。
- 2 機器の修理等は工事申込者の責任で行います。
- 3 機器の設置に関する入居者（使用者）及び住宅の所有者等からの苦情等への対応は、全て工事申込者の責任で行います。



令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※浄水器、活水器、軟水器等を
設置する場合に提出すること。

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

工事申込者 堺 太郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

局メーターの2次側（引込管の主管部）に下記の浄水器、活水器又は軟水器（以下「機器」という。）を設置することを申込みます。

記

設置する機器の認証

- 1 認証登録番号（ 〇〇〇〇 ）
- 2 自己認証 水道法に適合している証明書を添付

上記の機器を設置するにあたり、次の各事項について誓約します。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対して必ず継承します。

- 1 上下水道局における水質の責任区分は機器の上流側とし、水質の変化が予想される機器の下流側の水質及水質の責任区分は工事申込者とします。
また、責任区分を明確にするために、機器の上流側に水栓（蛇口）等がない場合は、水栓等を1栓設置します。
- 2 機器の修理等は工事申込者の責任で行います。
- 3 機器の設置に関する入居者（使用者）及び住宅の所有者等からの苦情等への対応は、全て工事申込者の責任で行います。

舗装道路本復旧工事施行届及び履行誓約書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

(届出者) (指定給水装置工事事業者)

住 所
事業者

代表者

主任技術者

電 話 () -

下記の給水装置工事施工に関連する舗装道路掘削後の舗装道路本復旧工事は、下記の施工方法により行うことを届け出ます。

なお、舗装道路本復旧工事は当方が責任をもって施工し、他業者又は他工事にて施工する場合においても、その履行を保証します。

記

工事場所.....

工事申込者.....

本復旧工事施工方法

- 1 当社が施工〔府許可番号又は市登録番号.....〕
 - 2 当社契約舗装工事業者による施工
〔業者名.....・府又は市登録番号.....〕
 - 3 他工事〔ガス・下水・開発・その他 ()〕による施工
 - 4 その他 []
- (施工完了予定日 令和 年 月 日)

上記の場所において舗装道路本復旧工事を施行するにあたり、次の各事項について誓約します。

- 1 舗装道路本復旧工事しゅん工までは、当社が責任をもって道路掘削跡の管理をします。万一事故等トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し上下水道局に対して一切迷惑をおかけしません。
- 2 舗装道路本復旧工事については、道路管理者の指示、関係法規及び各許可条件を厳守して履行します。
- 3 舗装道路本復旧工事完了後は、施工写真及び関係必要書類を速やかに上下水道局に提出します。
なお、是正の指示を受けた場合は、是正完了後直ちに施工写真を提出します。

舗装道路本復旧工事施行届及び履行誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※公道及び法定外公共物の掘削工事がある場合に提出すること。

P180 表⑥-3の該当項目の各書類一式も併せて提出すること。

(届出者) (指定給水装置工事事業者)
住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
事業者 〇〇設備

代表者 水道 三郎

主任技術者 給水 五郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

下記の給水装置工事施工に関連する舗装道路掘削後の舗装道路本復旧工事は、下記の施工方法により行うことを届け出ます。

なお、舗装道路本復旧工事は当方が責任をもって施工し、他業者又は他工事にて施工する場合においても、その履行を保証します。

記

工事場所.....堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号.....

工事申込者.....堺 太郎.....

本復旧工事施行方法

- 1 当社が施工〔府許可番号又は市登録番号.....〕
 - ② 当社契約舗装工事業者による施工
〔業者名.....〇〇舗装建設.....・府又は市登録番号.....〇〇〇〇.....〕
 - 3 他工事〔ガス・下水・開発・その他（.....）〕による施工
 - 4 その他〔.....〕
- (施工完了予定日 令和.....年.....月.....日)

上記の場所において舗装道路本復旧工事を施行するにあたり、次の各事項について誓約します。

- 1 舗装道路本復旧工事しゅん工までは、当社が責任をもって道路掘削跡の管理をします。万一事故等トラブルが発生した場合は、当事者間にて解決し上下水道局に対して一切迷惑をおかけしません。
- 2 舗装道路本復旧工事については、道路管理者の指示、関係法規及び各許可条件を厳守して履行します。
- 3 舗装道路本復旧工事完了後は、施工写真及び関係必要書類を速やかに上下水道局に提出します。
なお、是正の指示を受けた場合は、是正完了後直ちに施工写真を提出します。

検査申込書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置
工事事業者 _____

給水装置工事
主任技術者 _____

堺市水道事業給水条例第12条第3項にもとづき、

次のとおり { ・装置検査
・分岐工事検査
・工事用給水検査 } を申込みます。

承認 番号	—	工事申込者	
工事 場所	堺市 区		
検査希望日	令和	年	月 日 午前 午後
メーター出庫	要 ・ 不要		
局 記 入 欄			
	局担当者名()		

検査申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置
工事事業者 〇〇水道設備

給水装置工事
主任技術者 給水 五郎

堺市水道事業給水条例第12条第3項にもとづき、

次のとおり {
・ 装置検査
・ **分岐工事検査**
・ 工事用給水検査 } を申込みます。

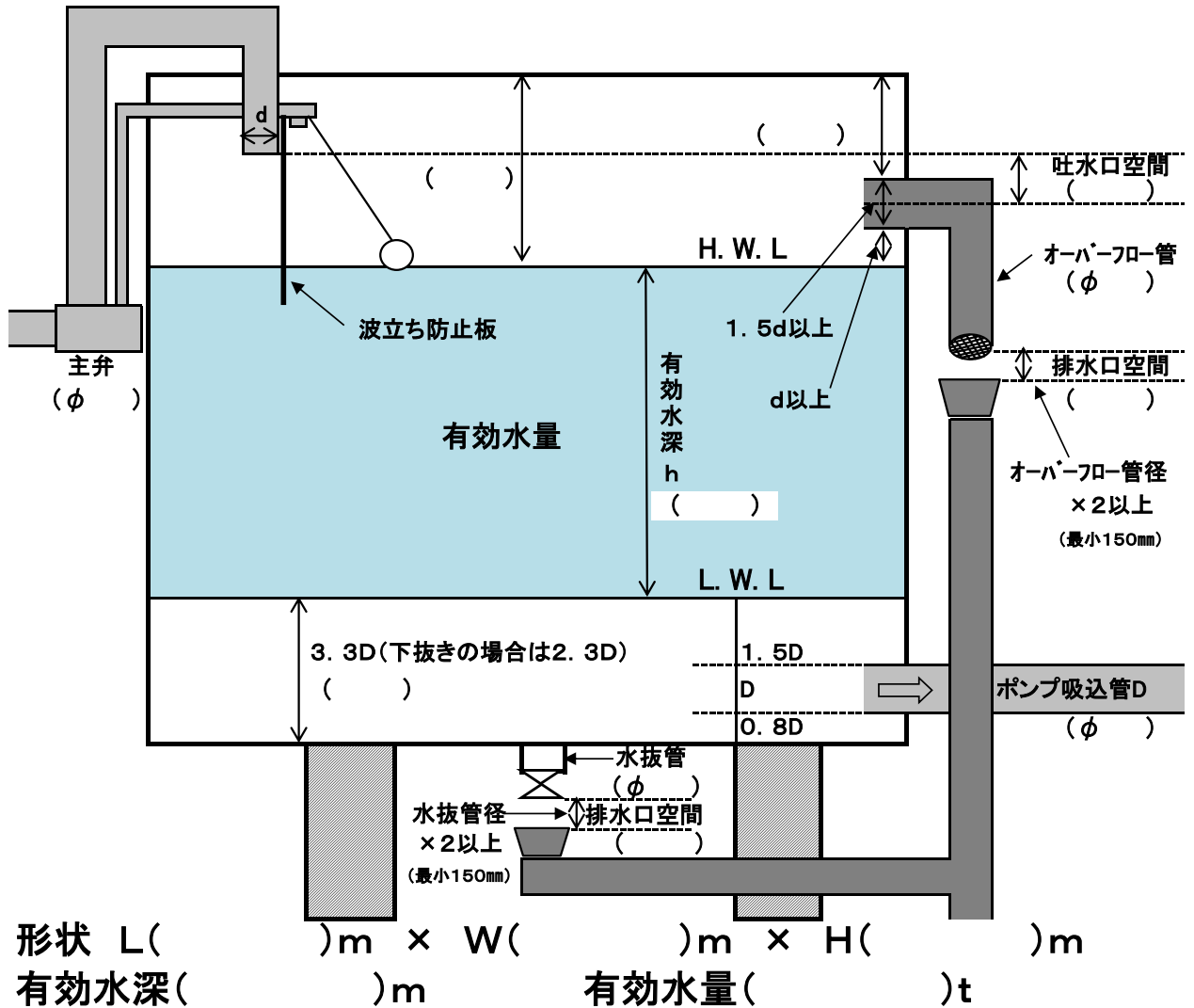
検査希望日については、検査の混み具合により、希望通りとならないことがあります。

承認番号	〇〇—〇〇〇〇	工事申込者	堺 太郎
工事場所	堺市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号		
検査希望日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	午前	午後
メーター出庫	要	・	不要
局 記 入 欄			
	記入不要		
	局担当者名()		

※指定工事事業者用(1枚)、給排水設備課用(2枚)の計3枚が必要となります。
なお、給排水設備課の窓口で3枚複写の申込書を配布しています。

貯水槽断面図(差圧式)

ボールタップ	□一基 □二基(同時作動) □二基(交互作動)
パイロット部	□ボールタップ □電磁弁 □ボールタップ・電磁弁



吐水口空間

φ30mm以上の場合

区分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm	該当するものにチェックをつけてください
壁からの離れ B			
近接壁の影響がない場合		1. 7d' + 5以上	<input type="checkbox"/>
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3. 0d' 以上 <input type="checkbox"/>
		3dを超え5d以下	2. 0d' + 5以上 <input type="checkbox"/>
		5dを超えるもの	1. 7d' + 5以上 <input type="checkbox"/>
	近接壁2面の場合	4d以下	3. 5d' 以上 <input type="checkbox"/>
		4dを超え6d以下	3. 0d' 以上 <input type="checkbox"/>
		6dを超え7d以下	2. 0d' + 5以上 <input type="checkbox"/>
		7dを超えるもの	1. 7d' + 5以上 <input type="checkbox"/>

φ20mm～φ25mmの場合

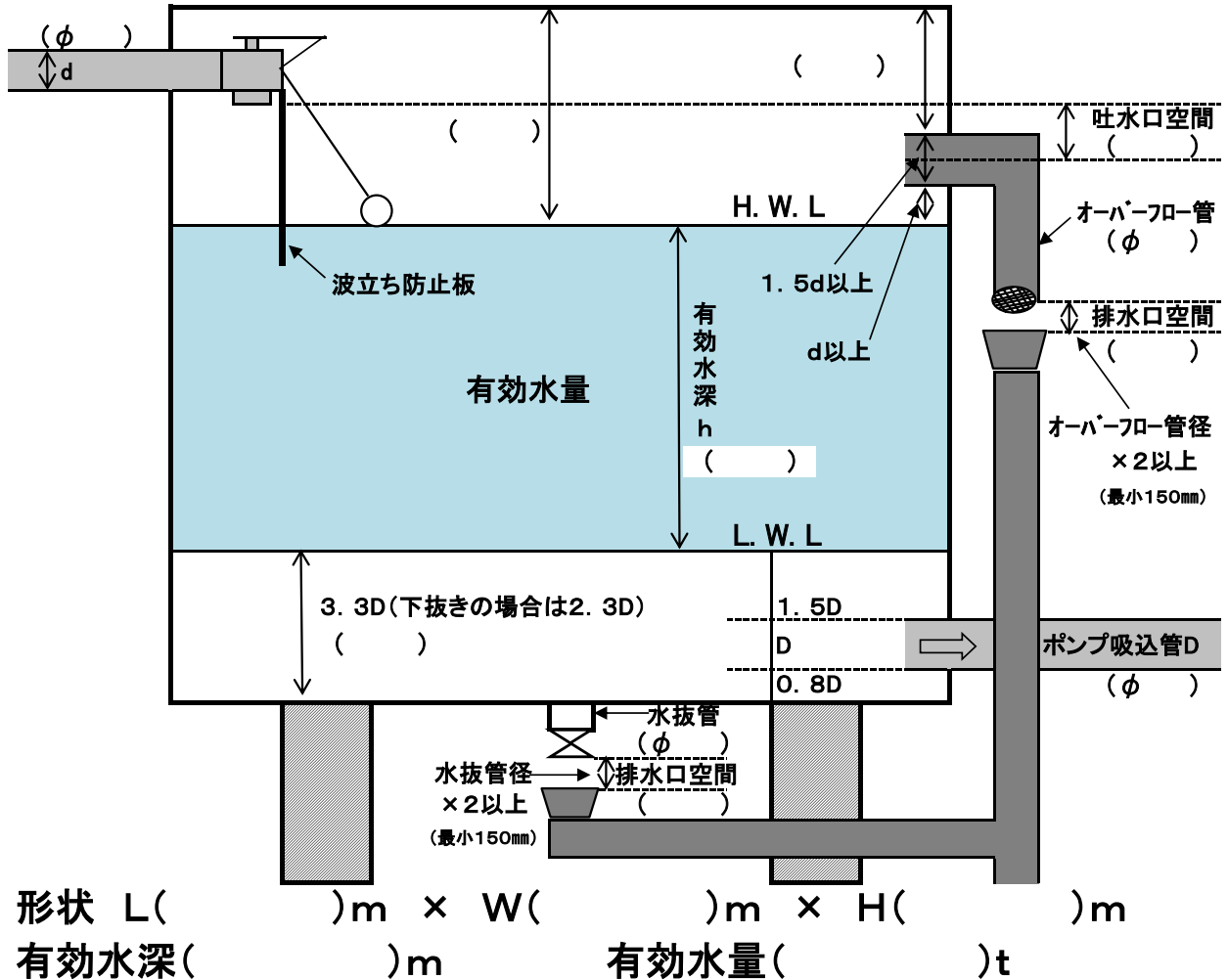
区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm

※備考 d: 吐水口の内径 d': 有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

貯水槽断面図(複式)

ホールタップ	□一基 □二基(同時作動) □二基(交互作動)
パイロット部	□ホールタップ □電磁弁 □ホールタップ・電磁弁



吐水口空間

φ30mm以上の場合

区分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm	該当するものにチェックをつけてください
近接壁の影響がない場合			1. 7d' + 5以上	<input type="checkbox"/>
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3. 0d' 以上	<input type="checkbox"/>
		3dを超え5D以下	2. 0d' + 5以上	<input type="checkbox"/>
		5dを超えるもの	1. 7d' + 5以上	<input type="checkbox"/>
	近接壁2面の場合	4d以下	3. 5d' 以上	<input type="checkbox"/>
		4dを超え6D以下	3. 0d' 以上	<input type="checkbox"/>
		6dを超え7D以下	2. 0d' + 5以上	<input type="checkbox"/>
		7dを超えるもの	1. 7d' + 5以上	<input type="checkbox"/>

※備考 d: 吐水口の内径 d': 有効開口の内径

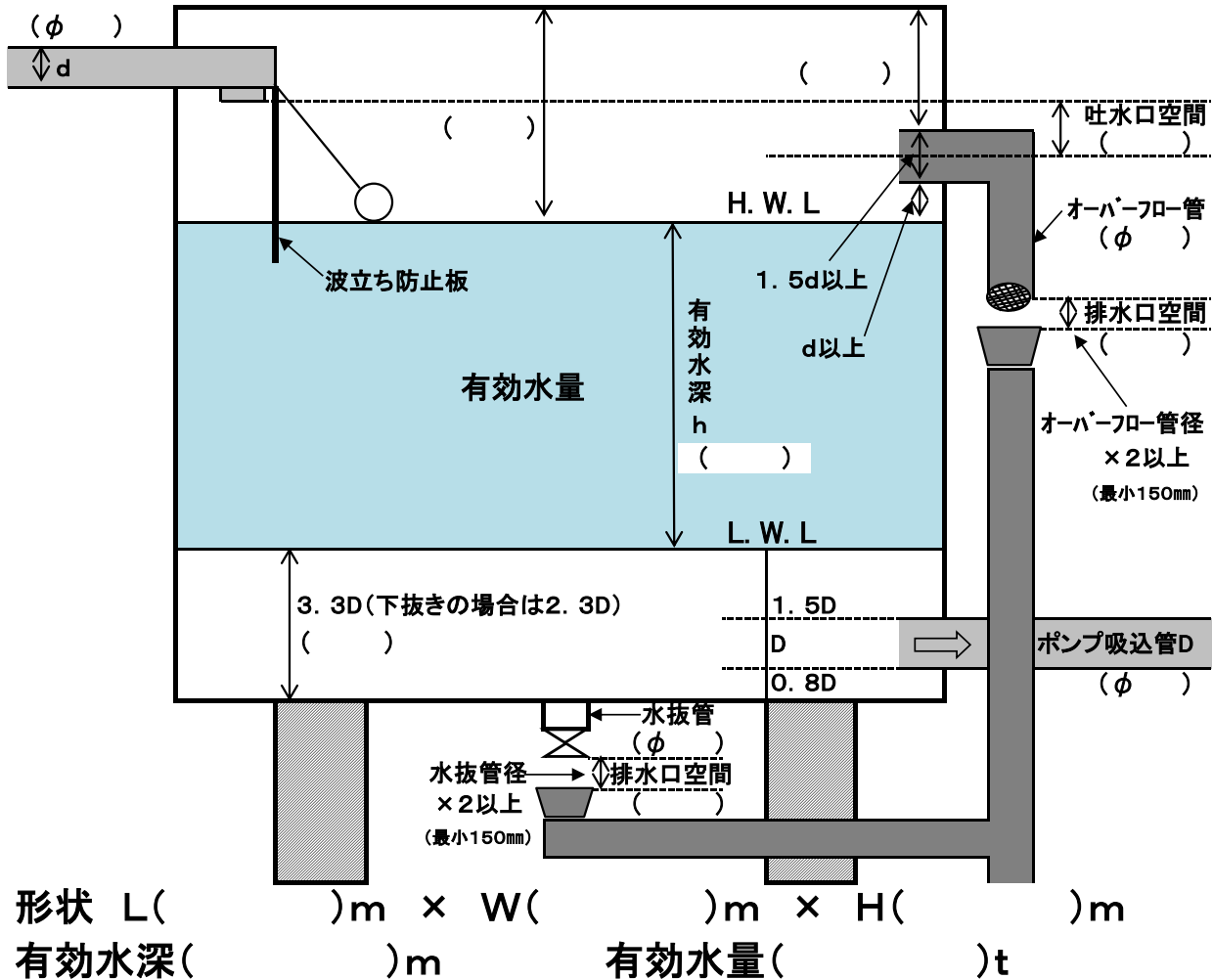
φ20mm~φ25mmの場合

区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

貯水槽断面図(単式)

ボールタップ	□一基 □二基(同時作動) □二基(交互作動)
パイロット部	□ボールタップ □電磁弁 □ボールタップ・電磁弁



吐水口空間

Φ30mm以上の場合

区分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm	該当するものにチェックをつけてください
近接壁の影響がない場合				
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3.0d'以上	<input type="checkbox"/>
		3dを超え5D以下	2.0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		5dを超えるもの	1.7d'+5以上	<input type="checkbox"/>
	近接壁2面の場合	4d以下	3.5d'以上	<input type="checkbox"/>
		4dを超え6d以下	3.0d'以上	<input type="checkbox"/>
		6dを超え7d以下	2.0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		7dを超えるもの	1.7d'+5以上	<input type="checkbox"/>

※備考 d:吐水口の内径 d':有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

φ20mm～φ25mmの場合

区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm

3 階給水栓設置にかかる誓約書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者（給水装置所有者）
氏名（社名）

（代表者名）

この度、私が設置する下記の給水装置の 3 階直圧給水部分において、出水不良等何らかの支障が生じた場合、上下水道局に対して苦情あるいは異議申し立てを行わないことを誓約します。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際には、この誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

設置場所

堺市	区	町	丁	番	号
		台		番	
		通		地	

お客様番号 — —

3 階給水栓設置にかかる誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者（給水装置所有者）

氏名（社名）堺 太郎

（代表者名）

この度、私が設置する下記の給水装置の 3 階直圧給水部分において、出水不良等何らかの支障が生じた場合、上下水道局に対して苦情あるいは異議申し立てを行わないことを誓約します。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際には、この誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

設置場所

堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁 〇〇番 〇〇号
台 通 番地

お客様番号 〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇